

# 千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市長は、市内介護事業所等における入所者・利用者の日常生活動作（以下「A D L」という。）や生活の質（以下「Q O L」という。）の維持・向上を図るモデルとなる取組を支援するため、別表に定める補助対象事業者がコミュニケーションロボットの導入に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき、補助金を交付する。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、コミュニケーションロボットとは、次の全ての要件を満たすロボットをいう。

- (1) 日常生活支援におけるコミュニケーションの場面において使用され、双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、入所者・利用者のA D LやQ O Lの維持・向上に効果のあるロボットであること。
- (2) 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができるロボットであること。
- (3) 販売価格が公表されており、一般に購入等ができるロボットであること。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。）

### (2) 施設

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

## (補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、経費等は別表のとおりとする。

## (導入計画の作成)

第4条 補助事業者は、入所者・利用者のA D LやQ O Lの維持・向上等のためのコミュニケーションロボット導入計画を作成しなければならない。

## (交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## (交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取り扱いに準拠すること。
- (2) 補助事業について変更する場合（市長が認める軽微な変更を除く。）には、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。
- (10) 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれか一に該当した時は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (12) その他市長が必要と認める事項
- (13) 補助事業者が前各号に掲げる条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付申請等)

第8条 第6条第2号に該当して、市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市

長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更の内容を調査し、千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。
- 3 第6条第3号に該当して、市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日）を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

ただし、事業が完了せずに翌年度にわたるときは、当該年度の末日までに千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金年度終了実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（導入効果の報告）

第10条 補助事業者は、第4条の規定によるコミュニケーションロボット導入計画に基づき、ロボットの導入により得られた効果等について、市長に報告しなければならない。

（額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（返還命令）

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表

項目	内容
補助対象事業者	<p>千葉市内に所在する以下の事業所・施設を運営する事業者。</p> <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 通所介護事業所</li> <li>2 地域密着型通所介護事業所</li> <li>3 療養通所介護事業所</li> <li>4 認知症対応型通所介護事業所</li> <li>5 通所リハビリテーション事業所</li> <li>6 小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。）</li> <li>7 看護小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。）</li> </ul> <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8 短期入所生活介護事業所</li> <li>9 短期入所療養介護事業所</li> <li>10 介護老人福祉施設</li> <li>11 地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>12 介護老人保健施設</li> <li>13 介護医療院</li> <li>14 介護療養型医療施設</li> <li>15 認知症対応型共同生活介護事業所</li> <li>16 養護老人ホーム</li> <li>17 軽費老人ホーム</li> <li>18 有料老人ホーム</li> <li>19 サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>
補助対象経費	<p>1 当該年度に要するコミュニケーションロボットの購入、レンタル又はリースに係る経費。ただし、消費税、地方消費税及びその他本事業に適當と認められない費用は含まない。</p> <p>2 本補助金により導入した機器に係る保守・サポート費、導入設定費、セキュリティ対策費等の経費。ただし、当該年度中に支払う経費のみとする。また、消費税、地方消費税及びその他本事業に適當と認められない費用は含まない。</p>
補助金交付額	1台につき補助対象経費の5分の4を補助する。ただし、千円未満は切捨てとする。なお、補助限度額は1台につき、補助対象経費1～2を含め、100万円とする。
補助限度台数	<p>(1) 事業所 1事業所あたり2台を上限とする。</p> <p>(2) 施設 利用者の定員数に応じて、1施設あたり以下の表のとおりとする。</p>

利用者定員数	基準台数
20名以下	1台
21名以上40名以下	2台
41名以上60名以下	3台
61名以上80名以下	4台
81名以上	5台

ただし、個別の事情により基準台数を超えて導入を希望する場合には、市長が特に必要と認める場合に限り、基準台数を上乗せすることができる。